

山村振興基本方針 記載例

【本資料の位置づけ】

- ・本資料は、令和7年3月に改正された山村振興法に基づく山村振興基本方針を作成する際の参考として、その構成及び記載内容のイメージを示したもので、山村振興基本方針の記載方法や内容を拘束するものではありません。作成にあたっては、これまでの取組実績や各振興山村の実情に応じて記載していただく必要があります。
- ・本資料は、今後、必要に応じて修正等することがあります。

○○県山村振興基本方針

2025年 ○月

○ ○ 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
II Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況	8
III 振興の基本方針及び振興施策	14
① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項	14
② 交通施策に関する基本的事項	15
③ 情報通信施策に関する基本的事項	15
④ 産業基盤施策に関する基本的事項	15
⑤ 産業振興施策に関する基本的事項	16
⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項	17
⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	17
⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	18
⑨ 文教施策に関する基本的事項	18
⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	19
⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項	19
⑫ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項	20
⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	20
⑭ その他施策	21
IV 他の地域振興等に関する計画との関連	21

[別紙様式 1]

山村振興基本方針書

都道府県名	○○県
作成年度	○○年度

I 地域の概況

【記載参考】

- 当該都道府県の振興山村における地理、地勢、気候等の自然条件、人口の動向、産業構造等社会的及び経済的条件等の概況を記載する。
- 振興山村に係る全国データや当該都道府県が有するデータを用いて可能な範囲で記載する。
- Ⅱの課題認識に繋がる現況について記載するよう留意する。

(1) 県域における振興山村の状況

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全○○市町村のうち約半数の○○市町村（○○地域）となっている。

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	指定地域名（S25年当時の旧市町村名）
○○市	(○○市) ○○村、(○○町) ○○村
○○市	(○○町) ○○村、(○○町) ○○村
○○町	(○○町) ○○村、(○○町) ○○村
○○町	(○○町) ○○村、(○○町) ○○村

全県における振興山村の状況

区分	全県（A）	振興山村（B）	比率（B/A）
市町村数			%
面積	k m ²	k m ²	%
人口	人	人	%
若年者比率(15～29歳)	%	%	—
高齢者比率(65歳以上)	%	%	—

(注)・市町村数は、○○年○月○日現在。面積は、○○年度全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）。人口は、○○年国勢調査

(2) 自然環境に係る状況

ア 地理、地勢

- ・本県は、本州の○○部に位置し、北は○○県、南は○○県、西は○○県に接し、東は太平洋に面し、総面積は○○○km²である。
- ・地形は、○○県との県境に○○山脈が縦走し、その東方には○○高地が南北に伸び、その中間に○○川沿いに開けた○○平野と○○川の河谷がある。
- ・○○山脈は、急峻な山々が連なり、○○高地は、高原状をなして太平洋まで続いている、これらの地域の大部分が振興山村となっている。

イ 気候

- ・本県の気候は、地理的に中緯度気候帶で冷涼な気候と温暖な気候の境界にあることによって特徴づけられている。
- ・○○山脈の山沿いの地方では、冬は雪の多い日本海型の気候 (○○町 12 月降水量 : ○ミリ)、夏は内陸的な気候 (○○町 8 月平均気温 : ○3°C) を表し、○○山脈と○○高地に囲まれた○○川沿いでは、日較差や年較差のやや多い内陸性な気候 (○○町 1 月平均気温 : ○°C、8 月平均気温 : ○°C) を示す地域が多い。
- ・○○高地は、○○山系と比較すると冬の積雪はそれほど多くなく (○○町 12 月降水量 : ○ミリ)、高原的な気候や盆地的な気候を示す地域が多い。
- ・○○山脈と○○高地にまたがる振興山村は本県の中でも高標高部に位置することから、比較的冷涼な気候となっている。

(図表：降水量及び平均気温)

(3) 社会及び経済に係る状況

ア 人口の動向

- ・振興山村の人口 (○○年) は、○○○人と全県の○%を占めており、○○年は○%であったのと比較して○○%減少している。
- ・年齢構成でみると、14 歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下や、進学を機に振興山村を出るなど若年層をはじめとした流出により○○年以降減少しており、○○年では○%となっている。また、65 歳以上の高齢者数の割合は○○年以降年々増加し、○○年には○%となっており、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。
- ・一方で、I ターンや U ターン等による移住や、コロナ禍を経て、テレワークの導入が進んだ企業に勤める都市部住民による二地域居住が見られる地域もあり、今後の動向が注目される。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

年度	県全体					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

出典：

イ 財政の状況

- ・振興山村市町村の財政構造は、財政力指数が他の市町村に比べて低位にある。また、地方税等による自主財源が乏しいため、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

ウ 交通の状況

- ・振興山村においても市町村道の改良は進んできているが、中心地まで〇〇km以上の集落が〇〇%を占め、経済立地条件が不利である中で、電車の路線の廃止や路線バスの減便等が進んでいる地域も見られる。

エ 情報通信の状況

- ・振興山村の中には、携帯電話・ブロードバンド（インターネット）を利用できない地域が依然として存在し、都市部との間には情報通信環境に格差がある。

オ 土地利用の状況

- ・県内の振興山村の面積に占める林野面積の割合は〇〇%であり、耕地等の面積の割合は〇%となっており、近年大きな変動は見られないが、耕地のうち田から畠へ

の転用が進む地域が見られるとともに、使用されずに荒廃が著しく管理が課題となっている農地についても増加傾向となっている。

土地利用の状況

(単位 : ha、 %)

年度	振興山村							
	総土地面積	耕地面積				林野面積		
		田	畑	樹園地	その他		森林	
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

年度	県全体							
	総土地面積	耕地面積				林野面積		
		田	畑	樹園地	その他		森林	
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

出典 :

カ 産業構造の動向

- ・本県全域において第一次産業の生産額の構成比率は、○○年以降一貫して減少傾向にあるが、振興山村においては第一次産業が依然として重要な産業となっている。
- ・県内振興山村における農業については、高齢化や兼業農家の離農率が高いことから、県平均を上回るペースで専業農家率が高まっている。主な農産物は、米と畜産物で、地域特性を生かした野菜や果樹、園芸作物等も生産されている。
- ・林業においては、ウッドショックを受けて、一時期木材価格に下げ止まりの状況

が見られたことを受け、主要林業地域では、高性能機械の導入が進み、若手オペレーターの採用が進んだことにより若返りが進んだ林業事業体も見られる。森林環境譲与税の導入により、これまで遅れていた人工林の手入れが徐々に進んでいる状況。

- ・工業では、労働集約型の縫製繊維工業や、弱電を中心とする機械・電気製造業の占める割合が、過去に一時的に増加したことがあったが近年は減少傾向にある一方で、農産物の加工等の食品製造業は増加傾向にある。
- ・振興山村は、自然環境など観光資源に恵まれており、観光客は、コロナ禍で一時期減少したものの、近年は回復傾向にある。しかしながら、高速道路の延伸を受け、コロナ禍以前よりも振興山村内に宿泊する観光客が減少し、通過型の観光客の割合が増える傾向にある。

産業別生産額の動向

(単位：百万円、%)

年度	振興山村				県全体			
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)

出典：

キ 近年の主な自然災害の発生状況

- ・平成〇〇年の〇〇豪雨により、〇〇地域においては、降り始めからの降水量が〇〇mmに達し、周辺の森林が崩壊して流木被害が発生したほか、土砂の崩壊により県道〇号線が寸断され、〇〇地域への物流が〇日間にわたり困難な状況が続き、地元住民への救援物資の搬送が課題となった。

ク 医療の状況

- ・高齢化に伴い、医療ニーズが一層高まっているが、診療所が設置されていない無医地区があるほか、無医地区ではないながら充分な診療科が設置されず、定期診療の医師の人繋りが付かないなど、医療の提供に支障が生じている地区も見られる。

ケ 社会福祉の状況

- ・高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利

用ニーズは増えているものの、各サービスの提供が十分ではない地域が見られる。

コ 教育の状況

- ・山村においては、他地域に比べ複式学級数の割合が増加傾向にあるとともに、小中学校の統廃合も進む傾向がある。
- ・県内振興山村外の高等学校への進学率が高まっており、才に記す交通機関の減少等により進学に伴って転出する若者が増える傾向にある。

サ 社会・生活環境の状況

- ・県内振興山村においては、水道普及率、水洗化率共に、大幅な改善が図られたが、依然として一部地域において、下水道が未整備の地域が見られる。
- ・人口流出に伴う空家の増加やその管理が課題となっているが、一部地域においては、移住希望者向けのマッチングサービスにより、空家の提供が進んでいる地域がある。

シ 移住・交流の状況

- ・振興山村によっては、新規就農や林業への就業等を契機に他地域から移住する住民が見られるが、減少する人口を埋め合わせるまでには至らず、さらなる移住の推進が図られている。また、移住にまで至らなくとも関係人口の増加を目指し、各地域において域外からの観光客やリピーターを呼び込む取組も同時並行的に進められている状況にある。

ス 就業者の動向

- ・〇〇年の県内一人あたりの市町村民所得は〇〇〇万円であるが、振興山村市町村では〇〇〇万円（うち全部山村市町村では〇〇〇万円）と低位に留まっている。
- ・本県及び県内振興山村の双方において第一次産業の就業者数が大幅に減少しているものの、振興山村においては〇〇.〇%が依然第一次産業に従事しており、県平均の約2倍の割合である。また、いずれも第二次・三次産業の就業者数の占める率は増加傾向にある。
- ・

産業別就業者数の動向

（単位：千人、%）

年度	振興山村				県全体			
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)
	(100%)	(%)	(%)	(%)	(100%)	(%)	(%)	(%)

出典：

セ 自然環境や景観の保全状況

- ・振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であり、各振興山村においても固有の自然環境や景観を維持管理に関する取組が行われている。一方で、無秩序な開発や、来訪者のマナー違反等による自然環境への悪影響が報告されるケースがある。

II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

【記載参考】

- ・ I に記載した現況から課題を明確化して記載する。
- ・これまでの山村振興対策の実施状況について記載する。

1. 山村振興の課題

(1) 総論

本県の振興山村においては、県内他地域に比べ人口減少率が著しく高く、特に若年層を中心とする人口の流失と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手不足が課題である。山村における集落活動の存続により山村での暮らしやすさを維持していくためには、人口流出の抑制、出生率の向上とともに、他地域からの移住者や関係人口の増加により担い手や人材を確保する必要がある。

また、農業や林業等における生産活動が十分に行われないこと等による、国土・自然環境の保全等山村が担う重要な機能の十分な発揮が危ぶまれる状況となっている。

(2) 各論

ア 交通について

- ・公共交通機関の路線の見直し、減便・廃止や労働力不足等により、山村地域における日常的な移動のための交通手段の確保が困難となっている地域が増えている。このため、高齢者等が通院や、学生が域外に通学することなどが難しい等により、域外への移住を促す要因の一つになっている状況である。
- ・また、商店の閉店等により、身近において買物が出来ないといった地域も増えつつある中で、通信販売などは重要な買い物のための手段であるが、運送業界における人手不足により、山村地域への適時の物流が危ぶまれる状況であり、山村地域の生活の利便性を確保する上で、物流を含め交通サービスが円滑に行われる必要がある。

イ 情報通信について

- ・山村地域は特に顕著な人口減少下にあるため、人手不足を補う観点において特にデジタル化やデジタル・トランスフォーメーションの進展が求められるが、携帯電話基地局や光ファイバ等の通信施設が十分ではないことから、この整備を促進する必要がある。具体的には、スマート農業の推進、地域公共交通の活性化、物流の確保、医療や教育の充実等、山村の振興において不可欠な各分野においてデジタル化が進むことが期待される。
- ・また、こういったデジタル技術の活用を進めるデジタル化を図るため、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を進めることが併せて課題である。

ウ 産業基盤整備について

- ・農地については、使用されない農地を農地バンクによって集積し、新たな借り手により有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものや荒廃農地化が進んでいるものが少なくない。食料・農業・農村基本法改正を受け、地域計画の策定が進んでいるが、その中で遊休農地の活用を上手く進めるとともに、各地域において地域計画に沿って活用を進める必要がある。地域の農業が将来に向けて、生産力の高い状態を維持できるよう、小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等を推進する必要がある。併せて、農地・農業用水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能を適切に発揮するため、農業用ため池や排水施設の整備を行う必要がある。
- ・林地については、所有者の特定が難しい森林について、森林経営管理法に基づき、市町村が林業経営体に仲介することで、集約化が進んでいる地域が見られるが、地域ごとに取組状況には差が見られることから、振興山村を含め各市町村において取組の進展を促す必要がある。
- ・国産材利用が促進される流れを受けて、県下の山村における森林資源の利活用を促進していく方向であり、生産性の向上を図るとともに、伐採後の植栽等の手入れを適切に行う上でも、路網の整備を進める必要がある。

エ 産業振興について

- ・農業においては、営農者の高齢化や労働力不足が顕著な中で、生産条件が不利なことに加え後継者がいないことにより離農が進んでいる状況であり、主産業としての農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積と分配、スマート農業の導入等による負担軽減等を促進する等により成長産業化を進める取組や投資が必要となっている。また、近年、園芸作物や果樹を中心として新規就農者が徐々に増えつつあるが、その定着を支援するとともに、継続的な新規就農者の確保・育成を促進する必要がある。
- ・林業においては、森林経営管理法に基づき、各市町村において所有者の特定が困難な森林や経営意欲の無い森林の集約・集積を進め、森林環境譲与税を活用して間伐等の森林整備を進めつつあるが、同制度の運用や森林環境譲与税を活用した取組に係る市町村の事務負担の軽減が課題である。また、木材生産が進む中で、伐採跡地の植栽を適切に行う必要があり、併せて間伐とともに植栽や造林等の森林整備を受託している森林組合等における担い手の確保が課題である。
- ・第一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技術によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。農林漁業以外の生産業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。また、

起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。高速道路の延伸を受けて宿泊客の減少が見られる観光を主産業とする地域等においては、従来から当地が有する価値や魅力とともに当地に滞在する良さについて効果的な発信を図るとともに、新たな観光資源発掘や創出を図る必要がある。

- ・この他、産業の一環として、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの生産と供給についても、地域産業の振興を図る上で有望であり、この活用が図られることが期待される。
- ・昨今、クマ等の野生鳥獣による被害が深刻化していることから、ハンターによる狩猟や捕獲を後押しする必要がある。その一環として、獲物のジビエとして活用を産業振興の面から促すことも重要である。

オ 防災について

- ・地理的条件や近年の気候変動による線状降水帯をはじめとした豪雨が増加傾向であることや、平成〇〇年の豪雨災害により、一部地域において数日間にわたり物流が途絶えることとなった教訓を踏まえ、なお一層の防災対策の推進が不可欠である。山地崩壊防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備に取り組むほか、災害が発生した場合の復旧体制、避難住民への対応や二次災害の防止への対策が重要である。山村地域での災害復旧は、困難度が高く、一般地域に比べ時間が掛かることから、国土保全施設の整備に加え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害からの早期復旧・復興や災害予防等の国土強靭化に資する取組の充実が求められる。

カ 医療について

- ・従来から無医地区における診療所の設置等が課題となってきたが、2024年から医療従事者についても時間外労働時間の上限規制が適用されるなど、山村地域においては、診療所があっても、多様な診療科の診療を受けられるよう医師を配置することが難しくなってきている実態への対応が必要である。
- ・また、こういった状況と相まって、緊急時には近隣の高度医療の提供が可能な病院等への救急搬送の重要性も高まっており、連携体制の強化とともに医療機関への短時間でのアクセスが可能となるような環境整備も必要である。

キ 社会福祉について

- ・高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、特別養護老人ホーム等の施設の不足や、その従事者的人材不足により、各サービスの提供体制が十分でないことにより、生活支援を要するにもかかわらず一人暮らし世帯の多い地域がある。
- ・人手不足により、障害福祉事業所の維持や、要介護者に対する訪問サービスの提供や

運営が困難となっている地域がある。

ク 文化や教育について

- ・山村は、各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。
- ・少子化や人口の流出に伴い、子どもの数が減少し学級数の減少や複式学級が増える状況であり、他地域と同水準の教育を受けられるような体制や、デジタル技術を活用したオンライン授業の活用等、地理的条件不利性を補うツールの環境整備が課題である。また併せて、廃校の活用が課題となっている地域が多い。
- ・高校あるいは中学校への進学に伴い、居住する山村外の学校への通学が必要となる場合には、交通の利便性が悪く時間を要する、交通手段の確保が難しいといった事情があり、山村地域の住民の流出を抑制するスクールバスの導入等のような対策が必要である。

ケ 社会・生活環境について

振興山村においては、他地域と格差なく住民が安心して暮らすことが出来る環境を維持することが、流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要なことから、

- ・感染症が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることや、昨今、農産物被害ばかりでなく住民への危害が問題となっている鳥獣被害防止等が課題である。
- ・住宅、集落道、水の確保や廃棄物の処理等、生活に欠かせない施設の充実や、買物をしやすい環境や高齢者の見守りなどを行う地域の共同活動の維持・創出が課題である。

コ 移住・交流について

- ・山村における新たな担い手を確保し、地域経済の活性化や、賑わいの維持・回復等を図るために、UターンやIターンをはじめとした移住を促すとともに、関係人口を増やすことによる効果が期待されることから、移住や二地域居住等の促進が重要である。このため、山村地域に关心を持ってもらうための情報発信等の普及、移住者等を受け入れられる生活環境の充実、二地域居住を促す体験機会の創出等の推進を図る必要がある。

サ 担い手について

- ・アに記載のとおり、人口減少に伴い、官民における就業者を十分に確保できていないことから、医療・福祉・教育といった公共サービスの質の低下や、金融機関等の生活必需サービスの衰退や撤退等により、住民生活に影響が出始めている地域があり、更

なる人口流出に繋がることが懸念されことから、就業者の確保、就業機会の創出が課題である。

- ・こういった状況を受け、一部地域では、外国人材を活用するよう、例えば外国人技能実習生の活用を進める動きが見られるが、外国人材の生活環境の整備や地域住民とのコミュニティの形成等における課題への対応が必要となっているケースがある。
- ・山村における深刻な人口減少の中で、住みやすい山村を維持・継続するためには、産業の振興、集落・文化等の維持、住民サービスの提供等、これらの担い手を確保する必要がある。域内で働く人材の活用や、他地域からの移住等による獲得のため、企業等におけるソフト・ハードにおける良好な雇用環境創出や、研修等による人材育成の充実等が課題である。

シ 自然環境の保全及び再生について

- ・本県振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の發揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要である。しかしながら近年、里地里山における太陽光発電施設の設置等による無秩序な開発や、自然の回復能力を上回る崩壊、森林伐採跡地の再造林等が問題となるケースがあることから、こういった事態の未然防止や、自然環境の回復を図る取組が重要である。

2. 山村振興対策の実施状況と評価

本県の振興山村においては、第一期山村振興対策から平成 26 年度までの第六期にわたりて交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきた。

その後、農山漁村の活性化を目的とする交付金の活用等当による山村振興対策の計画的な推進により、○○年から○○年の間に道路整備においては、改良済の割合が国道で○ポイント、市町村道で○ポイント向上するなど、産業基盤や生活環境の整備は着実に成果を挙げてきている。

また、平成 27 年度から新たに開始された山村活性化支援交付金の活用により、地域資源を活用した商品開発等による所得や雇用の増大を図るといったソフト面での対策も所得や雇用の増大の面で、成果を上げつつある。

山村振興対策事業等の実績

(単位：千円)

市町村名	事業費（実績）							合計
	第一期 ○～○年度	第二期 ○～○年度	第三期 ○～○年度	第四期 ○～○年度	第五期 ○～○年度	第六期 ○～○年度	第七期 ○～○年度	
○○市								
○○村								

○○村								
○○市								
○○村								
○○村								
○○町								
○○村								
○○村								
○○町								
○○村								
○○村								
合 計								

III 振興の基本方針及び振興施策

【記載参考】

- ・I及びIIを踏まえた振興山村の振興に関する基本的な方針とこれを実現させていくために必要となる施策及び取組等について、できる限り具体的に記述する。
- ・交通施策に関し、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道について都道府県による代行整備を計画している場合は、該当箇所に必要事項を記載する。

① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の山村地域は、広域にわたり豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根ざした伝統文化の継承など多面的な機能を有する地域である。その振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成進めることは、県内に留まらず、近隣県はもとより国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようとする上で、重要な課題である。

このため、まずは、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続の促進を図ることとする。

また、本県の山村地域は、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきていることを踏まえ、山村地域が有する機能、直面している課題等を考慮し、山村地域を県民が互いに支え合うという視点に立って、山村の有する多面的機能等に対する国民の理解と関心が高まるように務めつつ、各山村の地理的条件を生かし、地域の個性と活力を最大限に発揮させるよう、住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に推進していく。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続的な発展は、山村以外の国民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

これらを達成するため、次の5つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

基本目標

- 個性豊かで便利なふるさとづくり
- 地域の特性や魅力を生かした地域産業づくりと振興
- 豊かな暮らしの環境づくり
- 移住、特定居住及び都市と農山漁村の多様な交流の促進
- 公益的機能の維持・増進

② 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、乗合タクシー、日本版ライドシェアや自動運転技術等の導入により、交通空白の解消を促し、地域旅客運送サービスの持続的な提供を進めるとともに、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、物流の効率化を促進する。

なお、道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備が成されるよう配慮する。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 地域の関係者の連携・協働による持続可能な公共交通サービスの構築の促進
- ・ 鉄道、バスの維持やライドシェアの導入等生活交通の確保への支援
- ・ 物流の効率化や、物流の維持・確保に向けた取組の促進

③ 情報通信施策に関する基本的事項

面積が広大で山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で先端的な情報通信技術の活用の実現を促すとともに、デジタル社会の形成を促進するために必要なひとつづくりや先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備に資するよう、携帯電話基地局や光ファイバ等の通信施設の整備等により、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークを利用できる通信体系の充実化を進める。

主な施策

- ・ 振興山村の自立的かつ持続的発展に資する先端的な情報通信技術の導入促進
- ・ デジタル社会を担うひとつづくり
- ・ 光ファイバーケーブル等の情報通信基盤の整備

④ 産業基盤施策に関する基本的事項

山村の基幹産業である農林水産業は、その生産活動によって農地や森林の国土保全機能等の機能が發揮されることから、農林水産業の振興を図るため、基盤整備を進める。農業については、山村の条件不利性の補正に向け、農地や農業水利施設の整備を推進するとともに、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等、きめ細かな基盤整備を推進する。

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、林道等の生産基盤が不可欠であるため、ゾーニングに応じた適切な路網整備を促進する。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、耕

作放棄地の抑制・活用対策

- これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- 集落等を単位にした農用地を維持管理するための協定締結の促進
- 計画的な森林整備を推進するための林道等の路網整備の促進

⑤ 産業振興施策に関する基本的事項

- 農林水産業における従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、農林業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。併せて、地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性の向上、新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保を促すとともに、6次産業化を推進する。
- また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進する。
- 農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況であり、ICT機器の活用による負担軽減や、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が作成する防止計画の遂行を支援する。また、併せて、県内産ジビエの需要拡大に向けた加工施設の導入や認知拡大のための普及を図る。
- 風力発電や木質バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとし、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれることがないよう、自然環境に配慮するものとする。
- 森林の整備及び保全の推進に当たっては、間伐や主伐後の再造林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。また、県産材の都市部での利用拡大を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村における林業の発展に寄与することとする。

主な施策

- 高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直等による経営多角化の推進
- 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- 農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善
- 酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- 農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進
- 地域の農業所得確保に向けた計画の策定・実践の促進
- 森林施業の集約化の推進
- 県産材利用の促進
- 地域の特性を生かした特産物の開発、販路拡大
- 地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- 地域の特性を生かした観光業の振興促進

- ・ 農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・ 鳥獣の生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・ 鳥獣防護網等の設置や忌避剤の散布等による人身被害及び農林業被害の防止・軽減

⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項

振興山村は、斜面の崩壊や浸食による土砂災害や山地災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、その有する多面にわたる機能の発揮を図るため、間伐及び主伐後の再造林や、その実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進するとともに、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

また、水害、風害等の各種災害を防除・軽減するため、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進する。あわせて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、治水、砂防、海岸保全等の推進
- ・ ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保
- ・ 防災・減災のための交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設の整備
- ・ 避難施設、備蓄倉庫、人工衛星を利用した通信設備等の整備
- ・ 防災マップづくり、避難、復旧、復興に係る関係機関等の連携体制の構築・強化

⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

- ・ 無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等を促進する。
- ・ 無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配

慮を行う。

主な施策

- ・ べき地医療対策の一環として、医師の派遣や医療拠点病院の運営を支援
- ・ 患者輸送体制の充実を図る患者輸送車などの整備やドクターヘリ導入の促進
- ・ 県内地域医療に係る連携体制の構築を推進
- ・ 道路整備における医療機関へのアクセスに係る配慮

⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

- ・ 高齢化が全国平均を上回るペースで進行する中、高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村においてできるだけ安全・安心に社会参加活動を行いながら自立て暮らしつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進するとともに、それらのサービス受けるために必要な住民負担の軽減を図る。
- ・ 人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図る観点から、児童福祉施設の整備等を推進する。
- ・ 障害者の福祉の向上に向け、障害福祉サービス、相談支援、障害児童通所支援等の確保及び充実を図るため、従事する者の確保、事業所の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実等を図る。

主な施策

- ・ 介護予防対策や地域リハビリテーション体制整備の推進
- ・ 人材育成や施設整備等の介護サービスの供給体制の整備
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進
- ・ 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所、障害福祉サービスを提供する施設に係る整備等の促進
- ・ 子どもの居場所として中・高校生世代に対応した児童館の機能強化の促進
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 安心して子どもを生み育てられる保育サービスの充実化
- ・ 障害福祉に係る相談支援や障害児童通所支援を行う人材確保の促進

⑨ 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、観光資源としての活用が十分に行われていない状況にある。また、都市部に比べより児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

この状況を踏まえ、地域社会における伝統文化の保存及び活用を図るため、これらの文化の保存や活用に資する担い手の育成を図る。また、山村におけるより一層の教育環境の充実を図るため、公立小中学校のICT技術を活用した教育環境の整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒や中学校や高校への通学のための交通手段の確保を図る。

また、山村内外に居住する子供に対する山村の豊かな自然環境を活かした山村留学等の

山村の特性を活かした教育や保育の機会や体験活動の場の提供について、農泊施設の運営等の関連施策と併せて実施することで更なる充実化を図る。

主な施策

- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財や祭り等の歴史的、文化的遺産の保存・継承・活用
- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 小中学校の校舎、公民館や体育・スポーツ施設等整備
- ・ スクールバス等購入や遠距離通学費の支援
- ・ 学校や民間団体等による体験活動の提供に係る取組に対する支援

⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

山村における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るため、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な態勢や、住環境の整備が求められている。

このため、空家等の活用を含めた住宅や定住促進団地等の快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の汚水処理施設や廃棄物の処理施設の計画的、効率的な整備、生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。

また、個々の集落が、集落機能の維持向上を図ることが山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。併せて、各種対策を講じても集落を維持することが困難な場合等においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を促進する。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特措法に基づき地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

主な施策

- ・ 水道施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設の整備促進
- ・ 集落と医療施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路の整備推進
- ・ 集落間を繋ぐ道の維持管理の促進
- ・ 農村RMOの形成の促進
- ・ 買物困難者支援のためマイクロスーパーの設置や買物支援バスの運営を促進

⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項

少子高齢化による人口の自然減や人口の流出に歯止めがかからない中、UターンやIターンをはじめとした他地域からの移住とともに、二地域居住や地域間交流を併せて推進していくことが地域を維持するための担い手の確保の面で不可欠である。

このため、山村への移住、定住はもとより、二地域居住や地域間交流の取組を併せて促進することにより地域の担い手を増やしていくため、移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進とともに、都市等と山村の交流促進を図る。

移住等の促進に資する生活環境の整備については、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。

移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進については、移住または二地域居住を希望する者に向け、県内振興山村の特性、魅力や移住や二地域居住の受け入れ態勢等について効果的に情報提供を行うとともに、大学を卒業する学生に対し I ターンや U ターンを促す取組を進める。

都市等と山村の交流促進・県内の振興山村との交流や二地域居住を促進するため、都市部等の住民に対し、実際に振興や所得向上に取り組んでいる状況、豊かな自然や景観、振興山村の農林水産業の魅力や独自の文化等について発信を行うとともに、農泊や農林漁業体験、子ども向けの農山漁村体験や山村留学の機会を提供する取組を促進する。こういった取組において、公衆の保健又は教育のためにも、森林空間を活用した体験サービスの提供等、森林の有する環境保全や癒しといった価値を活かした取組（森業）を支援する。

主な施策

- ・ 大学卒業後に地方移住する学生への支援
- ・ 二地域居住の促進のために必要なインフラ整備の実施
- ・ 農村 RMO の形成促進
- ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進
- ・ 県内振興山村に関する一元的な情報発信

⑫ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るために、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

このため、地域の中核的な担い手や経営体の育成及び地域内外からの就業を積極的に促す就業機会の確保・創出や労働条件の改善を図ることとし、各産業における知識や技術の習得機会の充実、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。また、男女ともに就業しやすい労働環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、多様なマンパワーの活用を促進する。

主な施策

- ・ 農林漁業就労に関する相談員の配置やハローワークとの連携
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進
- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 高齢者の活動の場の確保

- ・ スタートアップ企業への支援

⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的な事項

本県の山村の多くは山岳地帯に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に務めるものとする。

主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全や、消失した自然生態系の再生
- ・ 地域の個性や特性を生かした景観形成の促進

⑭ その他施策

本県の山村における活力の維持、増進のため、このため、地域の住民が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

【記載参考】

- ・Ⅲの振興施策の実施に当たり、山村振興法第7条の2第3項に規定する国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靭化基本計画、水循環基本計画との調和を図っている旨を記載する。

本県においては、県政運営の基本方針である第〇次〇〇県長期総合計画（〇〇年〇月）及び〇〇県中期ビジョン（〇〇年〇月）を作成し、〇〇〇を基本目標として各種施策の推進に取り組んでいる。また、地域防災計画、国土強靭化地域計画、水循環基本計画の推進を図っている。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域持続的発展方針（〇〇年〇月策定）及び同計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。